

ポイント

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている県内の宿泊事業者等が取り組む「**感染症拡大防止対策**」や「**新たな需要に対応するための取組**」にかかる費用を補助する制度です。

※今回の事業では、令和2年5月14日以降に購入した支払い済みの物品や、実施済みの事業で要件に該当すると認められる場合は対象とすることができます。

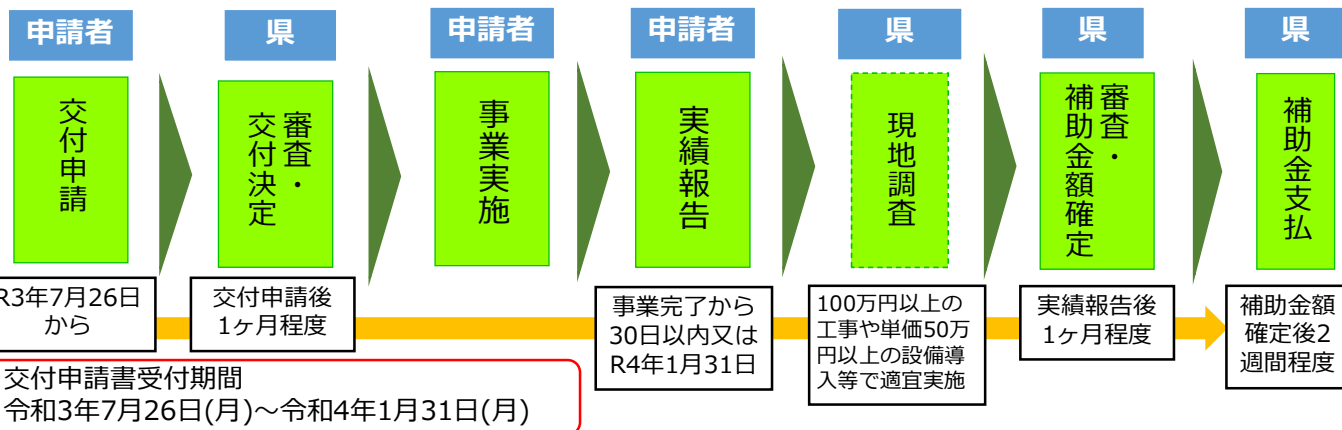


対象者	<p>○県内の宿泊事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて高知県内で旅館業を営む者であることが必要です。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。
補助率等	<p>○補助率：3 / 4 以内</p> <p>○補助額：下限 10万円～上限 750万円（1施設当たり） <small>※役務費及び消耗品費については、合計で50万円が補助上限額となります。</small></p> <p>○対象期間：令和2年5月14日～令和4年1月31日までに実施の事業</p>
対象事業	<p>以下の①②のいずれかに該当するもの。（既に実施済みの事業も含め、国、県、市町村等から補助を受ける（受けた）取組は補助対象となりません。）</p> <p>①感染症対策に資する物品の購入等 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する感染症対策に必要な必需品の購入、設備や機器等の導入、専門家による感染防止策に係る検証等</p> <p>②新たな需要に対応する取組 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応する取組</p>

補助対象となる経費の例

<p>①感染症対策に資する物品の購入等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空気清浄機（除菌・ウイルス除去・不活性化機能等を有するもの）の購入 ・除菌・ウイルス除去装置（除菌剤の噴射装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入 ・換気機能又は空気清浄機能付きエアコンの新設・更新・増設費用 ・換気設備（ロスナイ換気扇、有圧換気扇、ルーフファン等）の新設・増設・改修費用（単に維持修繕のための改修を除く。） ・トイレ（非接触式洗浄トイレ、非接触手洗い器の導入等）の改修費用 ・施設内装の抗菌化・抗ウイルス化（光触媒コーティング等）に係る費用 ・マスク、消毒液、体温計、パーテーション等の購入費用 など
<p>②新たな需要に対応する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーションスペースの設置や無線LAN（Wi-Fi）環境の整備費用 ・自動チェックイン機や自動精算機、オンラインオーダーシステムの導入費用 ・手すりやスロープの設置などバリアフリー環境の整備費用 ・部屋風呂の整備、和洋室化等の客室改修に係る工事費用 など

補助事業の流れ



申請書類

- ・ 交付申請に必要な書類は、下記のとおりとなります。おてなし課のホームページから各種の様式をダウンロードしてご利用ください。
⇒ [<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020201/>] ※ダウンロードできない場合は当課までご連絡ください。

- ・ **申請書類は、簡易書留など追跡ができる方法でお送りください。**

※持参による申請は受け付けておりません。



チェック欄	書類名等	摘要
<input type="checkbox"/>	交付申請書（別記第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	添付書類	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
<input type="checkbox"/>		確定申告書別表第1（写し）
<input type="checkbox"/>		県税の納税証明書（原本）
<input type="checkbox"/>		本人確認書類
<input type="checkbox"/>		旅館業営業許可書（写し）
<input type="checkbox"/>		事業内容と金額が確認できるもの
<input type="checkbox"/>		誓約書（別紙1）
<input type="checkbox"/>		債権者登録（変更）申請書（別紙様式）
<input type="checkbox"/>		口座番号・名義を確認できる資料（写し）
		法人の場合のみ
		確定申告書の作成がない場合は、営業実態が客観的に確認できる資料
		納税義務がない場合は申立書（別紙2）を、徴収猶予を受けている場合はその通知書の写し
		個人事業主で納税証明書の提出がない場合
		許可を受けた業者名と申請者が同じ人物である必要があります
		見積書、カタログ、仕様書、図面等
		すべてにチェックをいれてください
		補助金の振込口座の登録用紙です
		預金通帳等

申請にあたっての留意事項

- ・ 「**補助金交付決定通知書**」の受領後に事業を行うことが原則です。
（但し、令和2年5月14日以降で、交付決定の前に行われた事業に要した経費についても、補助対象経費に該当し、支払関係書類（請求書や領収書など）が適正と認められる場合には、遡って補助金の対象とすることができます。）
- ・ 補助**事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要**です。
- ・ 補助金交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告の提出がないと、補助金は受け取れません**。
- ・ **国や県、市町村等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と経費が重複する事業は補助対象事業となりません**。
- ・ 交付の申請は先着順に受け付けし、**予算額に達した場合は、申請の受付を終了**します。

【問い合わせ先＊申請書提出先】

高知県宿泊施設感染拡大防止等支援事務局
〒780-0834 高知県 高知市堺町 1-21 JTBビル1階

TEL : 088-820-7402 FAX : 088-823-2311
E-mail : info@syukuhakushien.com

